

高知憲法速報

No.234 2010. 9. 6

発行:高知憲法会議事務局 088-872-3406

編集人 事務局 徳弘嘉孝

政府「安保防衛懇談会」が報告書提出 8・27

日本の軍事力のあり方などの基本的指針を示す「防衛計画の大綱」は、1976年に初めて作られ、94年、2004年に改定されました。昨年末に改定される予定でしたが、政権交代に伴い、新たなメンバーで「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」を今年2月に設置して議論し、8月27日「大綱」に向けた報告書を提出しました。「安保防衛懇」は、外務省・防衛省の元高官や研究者などで構成された首相の私的諮問機関で座長は京阪電鉄最高経営責任者の佐藤茂雄氏。

報告書は、政権交代を「国民がこれまでの政策の不合理的な所を見直す絶好の機会でもある」と位置づけ、逆に旧政権ができなかった戦後政策の大改悪を狙っています。日米同盟と核抑止力へのさらなる依存、自衛隊の海外派兵拡大と質的転換を求め、憲法のもとで軍事行動の一定の歯止めとなってきた諸原則の放棄を提言しています。

報告は「グローバル化のもたらす相互依存関係の進展によって、主要国間の大規模戦争の蓋然性は低くなった」「北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は直接的な脅威だが、予想される将来、日本の国家としての存立そのものを脅かすような本格的な武力進攻は想定されない」「中台関係には一定の改善が見られ、台湾海峡における軍事的緊張は低下した」と分析。当面の脅威として「テロ、大量破壊兵器の拡散、海賊、気候変動、自然災害、感染症、サイバー攻撃」など軍事力では解決が難しいものを上げています。そして、04年大綱で原則とした「独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有する」という、「基盤的防衛力」の考え方は「もはや有効でないことを確認し、見直すことが必要」として、「多様な事態への対処能力に裏打ちされた動的抑止力を築くべきだ」としています。

具体的な提言として次の内容を挙げています。

①「集団的自衛権の行使」これまでは日本が攻撃されていないのに米軍など他国の軍事行動に参加することは憲法違反としてきましたが、「憲法論・法律論か

らスタートする必要はない」として、「米艦護衛や米国に向かうミサイルの迎撃も検討」するとしています。②他国への武器輸出を禁止する武器輸出三原則の見直し、米国以外の国とも共同開発・生産が可能となるよう見直しを要望しています。③核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則の再検討、「すぐ改める情勢にはないが、一方的に米国の手を縛ることだけを事前に決めておくことは、必ずしも賢明でない」としています。④停戦合意の存在や武器使用を必要最小限にするなどのPKO（国連平和維持活動）五原則を見直すよう要求しています。⑤国際平和協力活動を進める「海外派兵恒久法」の制定を要求。⑥離島・島嶼の安全確保のために自衛隊の新たな配置や緊急展開能力の向上を図る。日米共同運用の強化。⑦独自に収集した情報の保護や、他国との情報協力、情報保全強化のため秘密保護法制が必要 など自公政権以上に危険な多くの提案がなされています。

報告書は「日本の安全保障の確保にとって在日米軍の安定的な駐留は不可欠で、日本における駐留経費の適切な負担はこれを支援する役目を果たす。沖縄に米軍基地が集中している現状は日本国内の基地負担の在り方としてバランスを欠いているが、沖縄の地理的・戦略的な重要性に鑑みて総合的に判断すべき」と日米同盟にしがみつく立場を変えていません。これは、中国を含むアジア諸国との平和的共存の道から遠ざかることとなります。いまこそこのような日本のあり方を許さない世論を作っていくことが求められます。

参考:自民党政務調査会・国防部会「提言・新防衛計画の大綱について」 2010年6月

- ・自衛軍の明確化、軍事裁判所設置などの新憲法制定をめざす
- ・それ以前に「国家安全保障基本法」を制定する—緊急時の核持ち込みを容認する方向での「非核三原則」の見直し、「新専守防衛」の検討
- ・「国際平和協法力」の制定—海外派兵の範囲を拡大し、迅速に対応できる体制をつくる（武力行使を伴う治安、警護、船舶検査活動も）
- ・集団的自衛権行使を可能にする憲法解釈の見直しを
- ・総合的統合的安全保障戦略の作成—自衛隊出身総理大臣秘書官や自衛官の副官配置
- ・敵ミサイル基地攻撃能力の保有
- ・武器輸出三原則の見直し